

令和 4年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：国保医療課
担当名：国保企画担当
内線：3357 (単位：千円)

番号	事業名				会計	款	項	目	説明事業													
B14	特定健康診査等実施事業費負担金繰出金				一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険事業特別会計繰出金													
事業期間	平成20年度～	根拠法令	国民健康保険法第72条の5 高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条				針路 分野施策	06 0601	人生100年を見据えたシニア活躍の推進 生涯を通じた健康の確保	SDGsゴール 3 SDGsターゲット 3-8												
1 事業概要 生活習慣病の発症を予防し、医療費の適正化を図るため、平成20年度から医療保険者に特定健康診査・特定保健指導が義務付けられた。 これらの円滑な実施を支援するため、県は国民健康保険法第72条の5により、市町村に対し、特定健康診査・特定保健指導に要する経費の1/3を負担。 特定健康診査等実施事業費負担金繰出金 ▲112,101千円					5 事業説明 (1) 事業内容 国民健康保険の運営主体である市町村が実施する特定健康診査(※1)及び特定保健指導(※2)について、その経費の1/3を支援するため、特別会計へ繰り入れる。 ※1) 特定健康診査は、生活習慣病の該当者・予備群を減少させるため、特定保健指導を必要とする人を的確に抽出するために実施。 ※2) 特定保健指導は、特定健康診査で抽出された対象者が自らの健康を振り返り、問題点を認識して、生活改善を行うため実行可能な目標を立てられるよう支援することを目的とする。 (2) 事業計画 令和4年度受診率（見込） 特定健康診査受診率43.1%、特定保健指導実施率20.6% (3) 事業効果 生活習慣病の発症を予防することで、医療費適正化が図られる。 <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度（速報値）</td></tr><tr><td>特定健康診査受診率</td><td>40.7%</td><td>34.9%</td><td>38.2%</td></tr><tr><td>特定保健指導実施率</td><td>19.8%</td><td>20.2%</td><td>19.4%</td></tr></table> (4) 受診率向上に向けた取組 特別交付金（県繰入金）及び保険者努力支援制度（県再配分）等により市町村のインセンティブを高め、受診率の向上を図る。							令和元年度	令和2年度	令和3年度（速報値）	特定健康診査受診率	40.7%	34.9%	38.2%	特定保健指導実施率	19.8%	20.2%	19.4%
	令和元年度	令和2年度	令和3年度（速報値）																			
特定健康診査受診率	40.7%	34.9%	38.2%																			
特定保健指導実施率	19.8%	20.2%	19.4%																			
2 事業主体及び負担区分 国1/3(県1/3) 市町村1/3																						
3 地方財政措置の状況 普通交付税（単位費用） (区分) 高齢者保健福祉費（細目）高齢者保険費 (細節) 高齢者保険費（積算内容）医療費適正化推進費（特定健康診査・保健指導負担金）																						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.3人＝2,850千円																						
予算額		財 源 内 訳							一般財源	補正後の 予算額												
決定額	△112,101								△112,101	782,211												
現計額	894,312								894,312													

事業内訳書

事業名	特定健康診査等実施事業費負担金繰出金		
単位事業名	特定健康診査等実施事業費負担金繰出金	予算額	△ 112,101千円

(単位：千円)

節	補正予算額	対前年度増減額	主な内容
繰出金	△112,101	—	市町村国保の令和4年度の特定健康診査等負担金にかかる所要額が当初予算額を下回ったことによる国民健康保険特別会計への繰出金の減
合計	△112,101	—	